

令和6年12月定例教育委員会 会議録

12月定例教育委員会を令和6年12月24日（火）午前10時 市役所301会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 渡邊智治 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴
委員 木澤和子 委員 野副紫をん 委員 吉野孝博

事務局 中村教育部長

【学校教育課】 西村課長 鈴木主幹 山田統括主査
黒木指導主事 酒井指導主事

【文化推進課】 大黒課長

【スポーツ交流課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次第

1 開会

2 教育長報告

（前回会議録の承認）

3 付議事件の審議

第41号議案 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

第42号議案 犬山市プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

4 通信及び請願

5 協議・連絡

（1）後援名義使用承認に関する報告

（2）1月・2月行事予定表について

（3）令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

（4）令和6年11月定例議会について

（5）いじめ防止に向けて

6 自由討議

7 その他

8 閉会

◆議事内容

開 会	
教 育 長:	ただ今より12月定例教育委員会を開催します。
	教育長報告

教 育 長:	皆さんおはようございます。本日は令和6年最後となる12月の定例教育委員会にご出席いただき、ありがとうございます。令和6年度としてはまだ3か月程残っていますが、令和6年も残すところ1週間程となりました。そんな年末を迎えようとしている最中ですが、今日14日に北九州市小倉のマクドナルドで中3の男の子と女の子が刺され、女の子が亡くなるという事件が起こりました。何があったのか、動機については警察の捜査が進んでいるところですが、どこで何が起こるかわからない、どこで何が起こっても不思議ではない世の中です。周りに目を配り細心の注意を払いながら外での生活をしなければいけないということをつくづく思っているところです。 今年もいろんなことがありました。5月には犬山西小学校1年生の島崎奈桜ちゃんが亡くなりました。先日新聞でも報道がありましたが、市の内部検証委員会で報告書をまとめ、随分犬山市に対して厳しい提言がされていました。もちろんそういった立場で検証してくださいとお願いしてありますので、市に何か打つ手がなかったのか、あったんじゃないかという視点でまとめていただいたので、あのような厳しい報告書になったと受け止めております。市としても、教育委員会としても、今後これを基にさらに子どもたちに対して、あるいは家庭に対してどんな支援ができるのかについて、本当に考えていかなければいけないなと思っています。また6月には東部中学校に不審者が侵入しました。押入力で発見されるという、前代未聞といえそうですけれども、まさかこんなところに外部からという状況でした。2月には南部中学校の先生が飲食店で前のお客さんが取り忘れた釣銭をつい財布に入れてしまったということで、11月に停職6か月という厳しい処分が出されました。こういった話を時々外でいろんな方とやりとりすると、第三者の方からは「教育委員会って大変だね」という声をかけていただくこともよくありました。子どもたちや先生方が頑張っている姿を目にしますと、この子たちのために、先生たちのために、自分も頑張らなきゃいけないなという思いを強くしているところです。 小中学校は今日から冬休みに入ります。長期の休みというのは子どもたちも家庭や地域で過ごす時間が多くなって、気分的にもちょっと解放的になりやすい状況ですから、事件や事故が非常に心配なところです。全ての子どもたち、全ての先生方、そして教育委員の皆様方が無事に令和6年を締めくくっていただき、清々しい気持ちで新しい令和7年をお迎えいただくことを強く願っているところです。 それでは、ただいまから12月の定例教育委員会を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
教 育 長:	第41号議案 第41号議案「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について」、事務局お願いします。

西村課長：	目次の順に説明させていただきます。 「Ⅰ 点検及び評価の概要」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき行うもので、教育に関して学識経験を有する方の知見により点検と評価を行い、報告書を作成しそれを公表することとされています。「Ⅱ 点検及び評価の方法」ですが、第6次犬山市総合計画に掲げる基本施策に基づき、行政評価対象事業評価シートを用いて評価をお願いしました。なお学識経験者の意見につきましては、昨年度に引き続き名城大学の笠井教授、もう一名は新たに、元江南市古知野南小学校校長の野村氏をお願いしました。「Ⅲ 教育委員会の活動」は、教育委員会の会議と主な活動状況を記載しています。「Ⅳ 点検・評価」は、評価の対象となるのは令和5年度です。対象となる事業は、決算にかかる主要施策の成果報告書に掲載した事業から教育委員会所管の事業について選定したもので、学校教育課が8事業、文化推進課が5事業、スポーツ交流課が5事業、歴史まちづくり課が2事業、合計20事業掲載しています。「Ⅴ 有識者からの意見」には、2名の有識者からいただいたご意見を掲載しています。
教 育 長：	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条で、点検評価をすること、その報告書を作成すること、そしてこれを議会に提出し公表をしなければならないという義務が課せられていますので、こういった法令に基づいた上での活動です。犬山市の教育委員会は、本当に皆さん色々多方面にわたって活動し支援をいただいているので十分知っていることですが、ここに記された内容についてご意見ご質問等がもしあるようでしたらお伺いしたいと思います。
吉野委員：	何点かお聞きしたいことがあります。 まず12頁の学校間ネットワークについて。1人1台端末整備したということですが、他の市町だと端末が故障して予備機や修理が間に合わないという話もあります。犬山市の状況はどうか教えてください。 次に18頁の犬山南小学校整備で、事業の評価の④に「アンケートやワークショップをもとにした設計」とか、⑤「教員向けの意見を聞いた」という話があります。設計する前にヒアリングを行って、作った後それが反映されたかどうかについて評価はされているのかお聞きしたいと思います。 あと30頁のスポーツ団体に関して。昨今部活動の地域移行が進められていると思いますが、地域移行と地域スポーツ団体との連携とか、そういったところに対してサポートするような事業は今後考えられるかどうか。要するに、中学生も市のスポーツ団体に入って活動することで、市全体のスポーツ振興、活性化に繋がるのではないかというのが、考えの根底にあります。 最後に38頁のヒトツバタゴ自生地 of 保存活用計画について。この文面だけ読むと、保存についてはしっかりされているのがよく読み取れま

	すが、ここで言っている「活用」とは、どういったことを対象にしているのか教えていただければと思います。活用とは単に鑑賞するとか学術利用するとか、観光に活かすとか産業やまちづくりに活かすとか色々あると思いますが、そのあたりどういった方向性に進んでるのか教えていただきたいと思います。
教 育 長 :	4点ですね。1つ1ついきたいと思います。では、最初に12頁の学校間ネットワークの関係ですが、1人1台の端末に対する故障等の状況と犬山の現状ですね。これについてわかる範囲でお答えいただきたいと思います。
西村課長 :	1人1台ということでタブレットを使って日々の学習に活用させている状況ですが、やはり小学生が使うということでそれなりに故障、落としたみたいなのが発生しています。故障したものは補償範囲を超えるものであれば有償で修理をすることになりますが、具体的にいま月に何件、年間何台ということは申し上げられません。それなりにあるという印象で、結構な金額の修繕をしています。ただ、これがなくなることによって学習に支障があってははいけませんので、予備機を用意して、影響が出ないように配慮しながら対応は進めているところです。
教 育 長 :	名古屋で大規模な、もう何台も何十台も何百台もというようなことが新聞で報じられていましたが、幸い犬山ではそういった大規模な故障は聞いていません。市町によってはリースや買い取りの契約を結んでいますが、買い取りだと故障するとそのまま市の負担になりますが、犬山の場合リースなので、故意による故障でなければ業者が負担をしてくれているはずです。ですから、そんなに大きなダメージはありません。
大黒課長 :	当初お子さんが使うということで、上から落としても大丈夫というような話があったのですが、やはり利用によっては修理が多くありました。ただ学校にある予備のパソコンや先生方のパソコンで上手くやりくりできたところがあって、学習に支障なくいけたと思います。
山田 統括主査 :	故障という報告は上がってきますが、故障で修理に出したために子どもが使える端末が足りないという話を学校から聞いたことはありません。学校の予備機で対応ができていると思います。
教 育 長 :	だんだん子どもの数が減ってきていますが当初の契約台数がありますので、余分なものについては保管をして、それを故障した子に渡すので学習には支障が出てないという状況です。 2点目は18頁の南小学校の整備の関係です。19頁の事業の評価の④「アンケートやワークショップをもとにした設計内容」、それから⑤「学校教員向けに設計内容の意見を聞き」というような記述があるわけですが、内容が反映されたかどうかについて。
西村課長 :	学校を整備していく際には着工する前に設計が当然あり、またその設計をする前にどのような学校にしていくのかという基本構想を作ります。この基本構想を作っていく段階で学校に関わる方、PTAの方や地

	域の方々、例えば町内会の会長さん等コミュニティの方から検討委員会というものを立ち上げて、これから改修していく学校にはどんな機能が必要か、どんな学校にしたいかといったことを聞き取りします。その作り上げたものを基本構想というわけですが、その後基本構想を落とし込んで基本設計を行います。 では基本設計ができたときにちゃんと基本構想に掲げたものが落とし込まれているかというお尋ねかと思いますが、これはしております。基本設計は委員の方にもフィードバックをして、また基本設計の中からさらにこうした方がいいのではないかとといった意見を聴取する機会を設けています。個別に1個1個この部分がここに落とし込まれてというような形ではないかもしれませんが、委員の方々からいただいた基本構想が実施設計に至るまでに落とし込まれているかどうか随時確認しながら、また見直す機会を設けながら、確実に反映されるような形で進めているところです。
教 育 長 :	実際に、基本設計の段階でこの部屋とこの部屋を交換したいというようなことがありましたが、可能な限り対応しました。大幅な変更は困るので我慢してもらいましたが、本当にぎりぎりまで、ここはこうしたいあそこはこうしたいという要望について、お聞きできるところまでは最大限対応させていただいています。 3点目は30頁の部活動の地域移行の関係ですけれども、今後のあり方を見据えたところで、例えばスポーツ協会といった団体との連携やサポートの状況はどうなっているのかというお尋ねだったと思います
坂野課長 :	中学校の部活動の地域移行という形の中で、その受け皿というところでは色々課題があり苦労しています。スポーツ協会には各スポーツ団体が加盟していますので、そういった団体が中学校の部を受け入れることは十分あり得る話です。現状においても中学生がその団体に参加しているという競技もありますので、部活動の地域移行スケジュール等については、スポーツ協会や各団体とも情報を共有して、今後の部活動のあり方ということでも話をしています。今後は団体の方の考えや質疑を受けとめて話をしながら、部活動を地域として移行できるように努力しているところです。
教 育 長 :	地域移行検討委員会にはスポーツ協会の事務局長にも入っていて、教育委員会あるいは学校現場が単独でどうこうということではなく、連携が図れるところはなるべく入っていて、大きな流れの中で地域移行を進めていこうという意見を出していただいています。ここでも鈴木室長と黒木指導主事が中心になって、今、一生懸命対策をとっていただいています。 最後4点目ですが、ヒトツバタゴの関係です。保存という観点からは理解できるけれども、活用というのは今後どんな活用を考えているのかというようなご質問だったと思います。

加藤課長：	現在ヒトツバタゴの活用という面では、4月の下旬から5月の上旬にかけて花が咲きますので、開花情報を定期的に更新したり、近所の土地を借りて駐車場を作ったり臨時トイレを借りるなどして、期間限定的な活用を図っています。そこで年間的に活用できないかということで、まず現場に設置してある古い看板の情報更新や、パンフレット制作を考えています。一番私たちがやりたいと考えていることは、ヒトツバタゴを見る目を養うため、観察会を開くことです。これは観察するだけでなく、花が咲いた後ヒトツバタゴの生育も含めて見ていくということで、専門家の先生にも話を聞きながら実際に診断をすることまでやれたらいいなと思っています。そういった取り組みを通じてヒトツバタゴの見る目を養いながら、活用面から保存面に繋げていきたいと考えています。また、解説パネルを作成して市内のいろんな施設に設置したり貸し出したりすることも計画しています。自然という文化財を見るときで周辺の文化財とも連携し合って、多方面に影響を与えていきたいということで、この保存活用計画を作っています。
教 育 長：	かつては民有地でしたので介入する範囲が限られていたのですが、市が買い取ることができて今は犬山市の方針に基づいて保存活用ができる状況になってきました。保存活用検討委員会がありますので、様々な活用方法について今後ご検討いただくことになると思います。 他はいかがですか。
小倉委員：	南部公民館と市民文化会館で、舞台の係の方は別々に管理しているのか、係の人は一緒で金は別々に計上されているのかどちらですか。
大黒課長：	2つの施設は隣接してまして、舞台関係についてはかなり専門的なところがあるので業者に委託しています。活用の回数とか規模も違いますのでそれぞれに分けて契約しますが、誰がというよりは会社にお問い合わせする形をとっていますので結果的に同じ方が管理することもあります。
教 育 長：	舞台担当の方はずっと継続でやっていてよくご存じですね。同じ業者が継続でやっていただいているケースが多いのかな。
大黒課長：	2ヵ年で入札しています。
坂野課長：	入札していますので変わることもありますが、ここ最近と同じ業者です。
教 育 長：	同じ業者がやるのが前提ではなく、入札の結果、ここ数年は同じ業者に管理をしていただいているということです。誤解を招くといけませんので。
小倉委員：	施設は施設で管理する業者がいて、舞台は舞台で管理される方がいて。イベントの整理というか、利用者の管理が市の職員の仕事になるのですか。
大黒課長：	職員は基本的には、文化推進となる行催事の企画や施設の修繕関係を担当しています。この市役所とか図書館もそうですが、基本的な施設の管理については一括して業者にお願いしています。また朝と夜の鍵の開

	け閉めや施設を利用される時の鍵の開け閉めは、シルバー人材センターにお願いして、いろんな方が入って運営しています。
堀 委 員 :	南部公民館管理運営と文化会館管理運営について、両方とも個別事業内訳の情報発信・共有化が2になっています。4段階評価の2というのはあまりいい数字ではありませんが、具体的に今後どんなふうにされていくのか知りたいです。
大黒課長 :	南部公民館と文化会館の特に営繕の部分がよくないということだと思いますが、開館以降大規模改修をしていないということもあり、来年に向けて今改修に入っていくところです。今回の議会でもちょうど実施設計の部分をお認めいただいたところですが、見た目あまり傷んでないように見えますが中が非常に古くなっているため、今後令和8年に向けて南部公民館を含めて改修していきます。施設がよくなったところで効果を発信していきたいと思います。
教 育 長 :	要は情報発信のことですね、ご質問は。
大黒課長 :	営繕の部分は施設が古くて情報発信をあまりやっていないので、すぐリニューアルしたとかそういうことが言えません。昭和40年代後半から50年代前半にかけて全国的に多くの施設ができて、今、大規模なリニューアルが行われているか閉館か、もしくは建て替えという大きな過渡期にあります。南部公民館と文化会館についてもどうするのか、ここ数年方向性を定め切れなかったところがあったので、施設が古いまま開館をしていたような状況です。そういう意味で、今開館50年に向けて使う施設にしていこうという方針が出て参りましたので、今後は改善されていくことになります。
教 育 長 :	ソフト面とハード面があって、いまの回答はハード面のことですね。
大黒課長 :	営繕のところなので。
中村部長 :	補完します。結局今までは営繕をしていないから発信してきていないので、点が高くないだけです。これから修繕しますから、ここはしっかりと点を高めていき、みんなと共有しなければいけないので、点は上がるはずです。
教 育 長 :	事業そのものが営繕という観点だからですね。ソフトの部分での情報発信かと思いました。
大黒課長 :	利活用とか講座の部分については3をつけさせていただいています。
教 育 長 :	営繕に限定した事業ということですね。それならわかりました。他どうですか。
野副委員 :	シートの評価に関してですが、この評価基準自体はどういうところで決められているのでしょうか。他市や他県でも同じ評価基準で評価しているのか、犬山市のオリジナルで作られたのか、その辺を教えてくださいませんか。
中村部長 :	これを作成したのが何年前かは詳しい資料がないから不明ですが、県内のいろんなものを参考にして作り、ずっとこれを使っているとい

	うことは確かだと思います。今回はこれを教育委員会に出していますが、犬山市共通の物差しとなっていますので、犬山市の評価軸です。同じものを県内で全く同じように使っているかはわかりません。
教 育 長:	おそらく、これを作る段階でいろんなところからいろんな情報が集められたのですが、スタイルとしては犬山のオリジナルで、これについては教育委員会だけじゃなくて市長部局も全てこの評価シートに基づいたところで評価をしているということです。 ご意見ご質問ありますか。 では、第４１号議案「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第４２号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第４２号議案 第４２号議案「犬山市プロポーザル審査委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
西村課長:	この委員会は、犬山市附属機関設置条例に基づきプロポーザルの案件ごとに設置することとなっています。締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるものについて、実績や専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するための方法として、プロポーザル方式で、今回は城東中学校の改築等の基本設計を担当する事業者を選定します。この委員会では募集要項や審査基準について審議し、実際に応募者の審査を行います。委嘱期間は本日から審査終了まで、会議は年度内に２回開催する予定です。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第４２号議案「犬山市プロポーザル審査委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
教 育 長:	通信及び請願
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
教 育 長:	協議・連絡
教 育 長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
大黒課長:	令和６年１１月１２日から令和６年１２月９日の期間に犬山市教育委員会の後援名義使用を承認した事業は計６件で、内訳は新規が３件、継続が３件です。新規事業について説明します。 No.１、No.２はどちらも特定非営利活動法人にこっとが主催者なので、

	まとめて説明します。まずNo.1 ももっぴ通信企画「こどもまんなかコミュニケーション講座」です。すでに始まっていますが、名古屋経済大学で実施され、小中学生など思春期を迎える子どもを持つ保護者に向けて、子育てに関する悩みを解消し、大人の関わり方のヒントを学ぶ講座です。次にNo.2「第3回いぬやまワーク応援フェスタ meet×meet」です。今回新規の申請ですが、開催としては第3回ということです。犬山市民健康館さら・さくらで、犬山で働きたいという方と地元企業をつなげるイベントが実施されます。 No.5「無料サッカー教室開催」です。こちらもすでに事業が終了していますが、Hit. サッカースクールが主催で、羽黒中央公園で、サッカー経験者が市内児童生徒に向けた指導を行いました。
野副委員:	検討する案件に関して、終わってしまったものを今ここで審議するのですか。
大黒課長:	後援名義については、実施の1か月前までに申請をいただくようになっていますが、今回定例教育委員会の開催が遅いということで、一部日程が終了のものもあります。ルールとしては1か月前には申請をいただき、判断基準により事務的に適宜判断しています。
教 育 長:	ここで1件1件ご検討いただいて認めますよということでは非常に時間かかりますので、事務局の方で後援名義を承認するかどうかという評価基準に照らし合わせて、実際にはもう事業を進めているものもあります。だからここでは、こういった事業に対して後援名義の使用を許可しましたよという報告をします。
大黒課長:	ただ私どもで迷うものもありますので、そういったものは個別でご相談させていただきたいと思います。
教 育 長:	その時には委員の皆様方のご判断を仰いで、最終的にここで判断することになります。決してこの教育委員会を軽視しているわけではありません。事務的な部分でOKできるものは、この段階でもう審査をしていますということです。よろしいでしょうか。特にご異論がないということで、次へ行きます。 「1月・2月行事予定表について」、事務局お願いします。
黒木 指導主事:	1月6日をもって冬期休業が終わり、7日から授業が始まります。幼稚園は始業式となります。1月2月は高校入試が本格的に始まり、1月中旬から私立の推薦と一般入試、下旬には発表があります。2月上旬から公立の推薦が始まり、末のところで一般入試と面接が行われます。合間のところで、公立一貫校や通信制、定時制の入試も実施されます。小学校におきましては、1月下旬から2月上旬の主に土曜日のところで学習発表会が計画されています。また1月12日には「犬山二十歳の集い」が計画されています。あとは土曜日日曜日にそれぞれ多彩な行事が計画されていますので、一度ご確認をお願いいたします。 定例教につきましては1月21日、2月17日に計画されていますの

	で、よろしくお願いいたします。
教 育 長:	何かお聞きになりたいことがありますか。よろしいでしょうか。 では次に「令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。
西村課長:	12月10日認定分として6名が新たに認定されています。内訳は小学校の準要保護世帯が4名、中学校の準要保護世帯が2名です。
教 育 長:	ご意見ご質問おありでしょうか。 では次に「令和6年11月定例議会について」、事務局お願いします。
中村部長:	令和6年11月定例議会におきまして、教育委員会に関連する提出議案として、令和6年度一般会計、特別会計、補正予算について提出しました。全ての議案について可決をいただいたところです。また一般質問につきましては、資料を付けさせていただきました。 一般質問された16名の議員のうち8名から教育委員会所管業務に関する11件のご質問をいただきました。内容の詳細については、資料をご参照ください。
吉野委員:	「学校教室の開放について」という質問について、運動場や体育館等の開放はなんとなく必要性は理解できるのですが、教室についても開放されていて、休日、早朝、夕方に使うことになるので、学校の負担が非常に大きいように思っています。教育委員会としては解放を推進していく方向なのか、使用する方向なのか、その辺を教えてくださいたいと思います。
中村部長:	個別に学校で判断させていただいています。今の状況は決して積極的に校舎内を開放するというわけではなく、本来使っていただくべき公共施設は別にありますので、基本はそこを先に使ってくださいということです。過去から使っていたからというところもあるようですので、整理できるものはしていこうという方針でいます。ただ、当初から学校開放するスペースとして、その思想を組み込んで作ってある学校もあるので、そこについては、開放するルールを明確にして運用していく形でやっています。
教 育 長:	教育委員会としては、基本的には教室の解放までは考えていません。どこでもいいけど場所が欲しいというなら、あえて学校の教室でなくてもいいだろうと。運動場とか体育館はこれまでどおりに使っていただきますが、その他の教室については、休みに出て来ていただくとか、夜遅くまで残っていただくとか、先生方の負担もありますので、なるべくそういうことがないような形で、進めてはいます。他の施設を使えるなら使ってくださいというぐらいの考えであります。
中村部長:	北小学校が城下町シンポジウムのときに特別に開けたとか、「特別なときに」というのは、中にはあるようです。
吉野委員:	早朝夜間とか、他が空いてない時間に使えるから使うみたいなケースがもしあるとすれば、それは非常に学校の負担になって、ただでさ

	え先生方がお忙しい中、本来じゃない業務に時間を取られてしまうのはよくないなと思いましたが、特別な場合の状況を勘案してということであれば、それは非常に素晴らしいことだと思います。
中村部長：	使っている団体の理解をいただきながらですけれども、整理すべきところはきちんとしたルールを作り、他が変わっていただくようなケースも今後出てくるとは思っています。いずれにしても先生方の負担が多いようでは教員の働き方改革、多忙化解消には繋がらないわけですから、そこはしっかりと念頭に置いて取り組ませていただきたいと思います。
教 育 長：	早朝他の施設が開いてないということは、学校も基本的には開いていないんです。他どうですか。
堀 委 員：	「犬山の学校給食について」という質問にある「親子給食方式」について、どういうことか教えていただけますか。
西村課長：	ご承知のとおり犬山市内の小中学校は自校方式と呼ばれる形で、全ての学校に給食室があり、その場で作ってその場で提供しています。これが親子給食方式になると2つの学校をワンセットにして考えますので、例えば城東中学校と城東小学校は隣接しているので、城東中で城東小の分も作って中学校から小学校へ給食を運ぶ、あるいは栗栖小、池野小、今井小等子どもたちの人数が少ないところは別の学校と組み、作った学校から運んでいくというような形になります。いろんなパターンが想定されると思います。
堀 委 員：	具体的には、その方式を今から考えていくということですか。
西村課長：	どの学校ができるのか、どういったハード整備が必要になるのか、条件をクリアしていく必要もありますので、やれる組み合わせを考えながら進めていくことになります。
教 育 長：	教育委員会の中に栄養教諭の配置が550人というのが基準であります。550人を超えたら1名、550人を下回ったら4校に1名と、極端に栄養教諭の配置が少なくなります。現在犬山市の場合は県から4名配置してもらっていますが、犬山中学校が550人を切るときがあるとなると、これも4校に1人の対象になり、必ず1人減らされることとなります。そうすると、栄養教諭の配置が非常に難しくなる。今でも小規模校で兼務をしていただいている方が見えますが、学校現場も栄養教諭も栄養職員の先生方も、なるべく兼務はやめて欲しいという要望がある中で無理を聞いていただいています。 親子給食調理方式というのわかります。極端な話、栗栖小学校が子どもも少なくなつて10名かそこらの給食しか作らないのにそれでも1つの給食室を必要とするのかとなると、じゃあ犬山北小学校で作ってその分を運ぶようにしようかと。栗栖小と犬山北小、あるいは今井小と東小というような構想でありますが、そんな状況になったら、それも選択肢の1つと考えなきゃいけない。今の契約が来年の7月までですから8月からとも思ったのですが、いろいろ条件を整理したらとてもじゃ

	ないけれど無理なので、令和10年8月からの新しい契約では、まず今井小と東小とでやってみようかという計画でいます。進めてはいますが、保護者の方はだめだと言うかもしれません。まだそこまで保護者や地域の方々の理解が十分得られていない状況ですから。それが一番難しいところかなと思いますので、今後、そういった努力をしていかなきゃいけないなと思います。
堀 委 員:	例えば今井の子ども未来園が、少ない人数で自園で給食を作っています。だとしたら、いろんなところでこのやり方ができるかなと思いました。
教 育 長:	子ども未来園もそうですよね。問題なのが子ども未来園の給食となると、今井小学校の給食と内容が違う。あるいは今度城東小、城東中が1つになりますが、小学校と中学校の給食は違う、そういったいろんな課題もあるので、色々と解決をしていただく問題もあるなと思います。
堀 委 員:	「親子給食方式」という名前は違う方がわかりやすいと思います。
教 育 長:	「親子調理方式」の方がまだね。親子給食と言うと、親と子が一緒に給食を食べるという感じがしますので、「調理」というのをどこかで入れる方がいいかなと、呼び方については検討をさせていただきたいと思います。 他どうでしょうか。よろしいですか。 続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。 ・加害保護者への対応がいじめの連絡で終わっているが、保護者がどう受け取ったのかわからない。連絡した結果どうだったのかわかると、次に繋がるのではないか。加害者の指導をずっと続けるかもしれないとなれば、もう少し丁寧に保護者とやり取りした方がいいのではないか。 ・小学校4年生は、ちょうどチャムグループで秘密結社のように繋がって、関わりを深めて成長していく段階。集まっているといろいろあるので、加害者側の子たちそれぞれの思いを個別に聞いてあげて、ちょっと集団を緩めるみたいな関わり方を学校からするといいのではないか。 ・加害保護者への対応措置を見ると、1件目の事例では、ある保護者には認知した翌日に連絡し、他の保護者には半月後の保護者会で連絡、また2件目の事例では、全員保護者会で報告している。半月のギャップには何か訳があるのか。もし保護者会があるから後でいいということなら、よくないと思う。適切な対応をしていただけるようお願い

	したい。 ・半月遅れる間にいじめが継続している場合がある。早期発見、早期対応が一番大事だと思うので、発見したことには早急に対応するよう定例教でも指摘を受けたと学校に伝えていただきたい。
	自 由 討 議
教 育 長：	自由討議に移ります。発言ありませんか。
事 務 局：	ありません。
	そ の 他
教 育 長：	何かありますか。
事 務 局：	ありません。
	閉 会
教 育 長：	これをもちまして、12月定例教育委員会を終了（11：27）させていただきます。

【次回開催】定例教育委員会 1月21日（火）10時 301会議室